第3章 神奈川県の養護者による高齢者虐待の状況について

1 調査目的

県では、毎年、厚生労働省が実施する調査を、各市町村の協力を得て実施し、家族等の養護者による在宅高齢者に対する虐待の状況を取りまとめ、公表している。

しかし、厚生労働省の調査内容は数の把握のみであるため、虐待者・被虐待者の状況や虐待の内容を把握することはできない。

このため、本調査では、養護者による虐待について調査・分析を行い、養護者による高齢者虐待防止の施策検討のための基礎資料を作成する。

2 調査方法

かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会の部会員が所属する市において、平成21年度に通報・相談があり、「養護者によって虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例」について、厚生労働省が毎年行う高齢者虐待状況調査の回答の基礎資料の提供を依頼し、各市から提供された資料については、個人情報に配慮し、「3 調査数・項目等 (2) 調査項目」に基づき集計、分析を行った。

3 調査数・項目等

(1) 調査数

133件 (平成21年度県全体の養護者による高齢者虐待認定件数577件のうち23.1%)

- (2) 調査項目
 - ①被虐待者の性別
 - ②被虐待者の年齢
 - ③被虐待者の介護保険の申請
 - ④介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分
 - (5)介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度
 - ⑥虐待の種別
 - (7)被虐待者からみた虐待者の続柄

4 調査結果

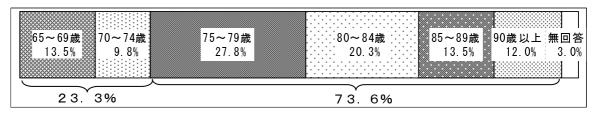
(1) 被虐待者の性別

女性が約8割、男性が約2割となっている。



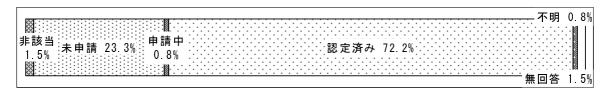
(2) 被虐待者の年齢

「75~79歳」が27.8%と最も高く、次いで「80~84歳」が20.3%となっている。75歳未満は23.3%、75歳以上は73.6%となっている。



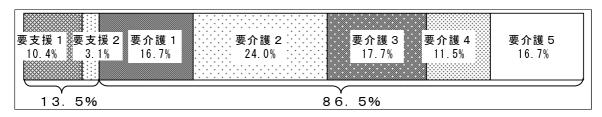
(3) 被虐待者の要介護認定

72. 2%が要介護等の「認定済み」だった。一方「未申請」も23. 3%あった。



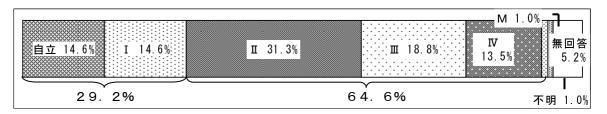
(4) 要介護認定区分

「要支援」が13.5%、「要介護」が86.5%となっている。要支援・要介護状態区分では、「要介護2」が24.0%と最も高く、次いで「要介護3」が17.7%となっている。被虐待者の多くが、介護状態であった。



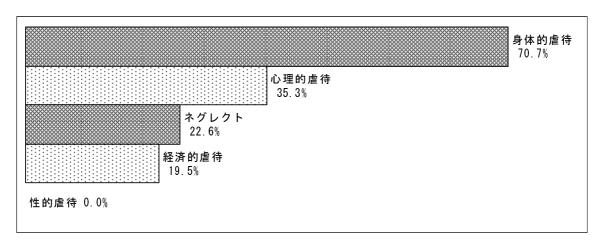
(5) 認知症日常生活自立度

「II」から、「M」が64.6%となっており、「II」が31.3%と最も高く、次いで「III」が18.8%となっている。II以上が6割強であり、被虐待者の多くに認知症状があった。



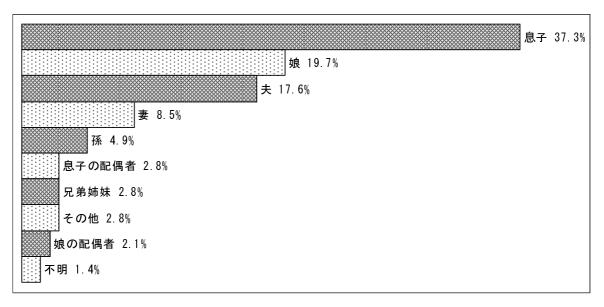
(6) 虐待の種別(複数回答)

「身体的虐待」が70.7%と最も高く、次いで「心理的虐待」が35.3%、「ネグレクト」が22.6%、「経済的虐待」が19.5%となっている。本調査では「性的虐待」はなかった。 (割合は虐待件数に対するもの)



(7) 虐待者の続柄

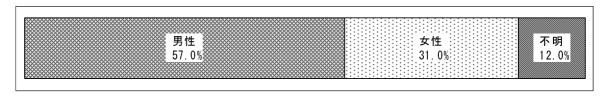
息子が37.3%と最も多く、次いで娘が19.7%、夫が17.6%、妻が8.5%となっている。 (割合は虐待件数に対するもの)



(8) 虐待者の性別

男性(息子、夫、娘の配偶者)が57.0%と過半数を占めていた。

(虐待者の割合は虐待者数の合計に対するもの)



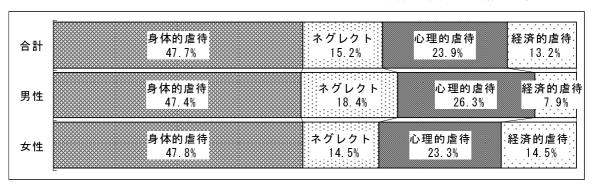
(9) 被虐待者について

①性別と虐待の種別

性別毎に虐待の種別の集計を行った。

男性、女性とも「身体的虐待」の割合に有意な差はないが、男性は「ネグレクト」、「心理的虐待」の割合が女性よりも高く、女性は「経済的虐待」の割合が男性よりも高くなっている。特に「経済的虐待」は、男性7.9%、女性14.5%と女性が男性の約2倍となっている。

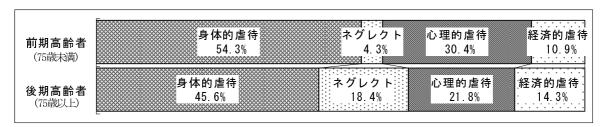
(割合は、虐待種別の合計に対するもの)



②年齢と虐待の種別

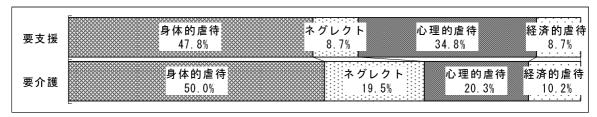
前期高齢者と後期高齢者を区分したところ、後期高齢者の「ネグレクト」の割合は前期高齢者の約4.3倍、同様に「経済的虐待」の割合は約1.3倍となっている。

前期高齢者の「身体的虐待」の割合は後期高齢者の約1.2倍、「心理的虐待」は約1.4倍であった。 (割合は、虐待顧りの合品に対するもの)



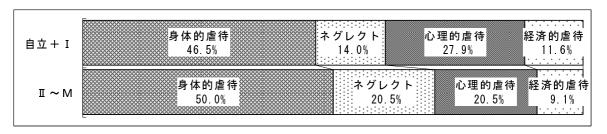
③要支援・要介護状態区分と虐待の種別

要支援、要介護で分類を行うと、要支援、要介護とも「身体的虐待」が半数を占めている。 要介護の「ネグレクト」は要支援の約2.2倍、逆に要支援の「心理的虐待」は、要介護の 約1.7倍となっている。 (割合は、虐待顧別の合計に対するもの)



④認知症生活自立度と虐待の種別

認知症日常生活自立度の分類で、「Ⅱ~M」の認知症状がある被虐待者は、「ネグレクト」が多く、「自立+Ⅰ」の認知症状がない被虐待者は「心理的虐待」、「経済的虐待」が多かった。
(割合は、虐待種別の合計に対するもの)



(5)要支援・要介護程度区分と認知症生活自立度

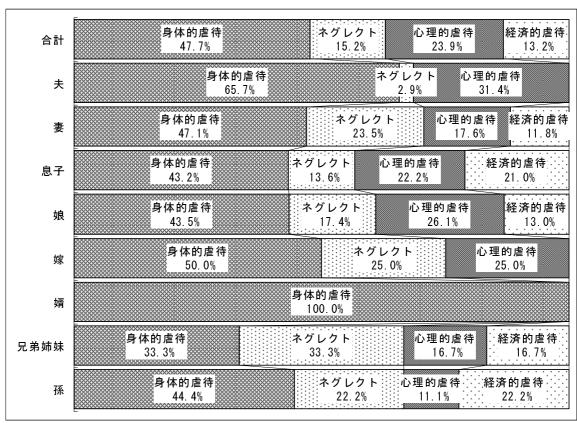
被虐待者のうち、要支援・要介護程度区分認定済みの者を、認知症生活自立度で分類すると、要介護1で認知症生活自立度Ⅱの者が9.4%と最も多く、次いで要介護2・認知症生活自立度Ⅲが7.3%、要介護2・認知症生活自立度自立と要介護4・認知症生活自立度Ⅱがいずれも6.3%となっている。本調査では被虐待者は要支援・要介護度区分と認知症生活自立度の中間層に多く見られたが、重度の高齢者とその介護者への配慮も必要である。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自立	2. 1%	2. 1%	1.0%	6.3%	1.0%	0.0%	2.1%	14.6%
I	5. 2%	0.0%	3. 1%	3. 1%	1.0%	0.0%	2.1%	14.6%
II	1.0%	1.0%	9.4%	3. 1%	5. 2%	6.3%	5. 2%	31.3%
Ш	0.0%	0.0%	1.0%	7. 3%	5. 2%	1.0%	4.2%	18.8%
IV	0.0%	0.0%	0.0%	3. 1%	4.2%	3. 1%	3.1%	13.5%
M	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%
不明+無回答	2. 1%	0.0%	2.1%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	6.2%
合計	10.4%	3. 1%	16.7%	24.0%	17.7%	11. 5%	16. 7%	100.0%

(10) 虐待者について

①虐待種別

夫による虐待は「身体的虐待」が6割強を占めており、「心理的虐待」が他の虐待者よりも高く3割強を占めている。「経済的虐待」は、孫が22.2%、息子が21.0%と他の虐待者より高い割合を占めている。 (割合は、虐待難別の合計に対するもの)



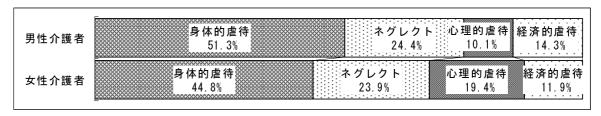
具体的な事例として、夫による妻への「身体的虐待」、「心理的虐待」は、若いころから日常的にDVがあった事例や、妻が要介護状態・認知症になったことによる介護者である夫の介護疲労の蓄積による事例があった。

また、息子による「経済的虐待」は、無職の息子による年金搾取等の事例があった。

②性別と虐待種別

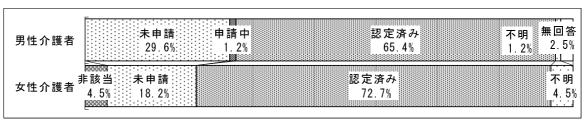
男性介護者による虐待は「身体的虐待」、「ネグレクト」、「経済的虐待」が多く、女性介護者による虐待は「心理的虐待」が多かった。

特に「心理的虐待」の割合は男性よりも女性の方が、約2倍高かった



③性別と被虐待者の介護保険の申請状況

被虐待者が介護保険を未申請であるのは、女性介護者より男性介護者の方が多く、男性から虐待を受けた方の約3割が介護保険を未申請だった。また、男性から虐待を受けた方に非該当(自立)の方はいなかった。



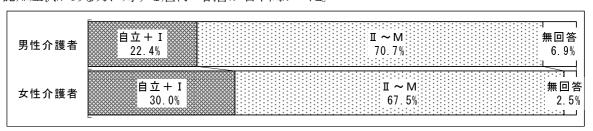
④性別と被虐待者の要支援・要介護状態区分

虐待者の性別を問わず、被虐待者は要介護の方が多かった。男性介護者は女性介護者と比較し、要支援の方に対する虐待の割合が若干高かった。



⑤介護者の性別と被虐待者の認知症生活自立度

男性介護者、女性介護者ともに「II~M」の方への虐待が多かった。男性は女性と比較し、認知症状がある方に対する虐待の割合が若干高かった。

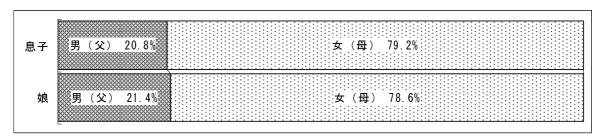


(11) 子供による虐待について

本調査の虐待者の約6割を占める子供による虐待について、個別に集計を行った。

①被虐待者の性別

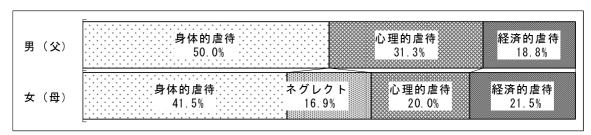
被虐待者のうち約8割は母親となっており、調査全体に占める割合とほぼ変わらなかった。



②息子による虐待

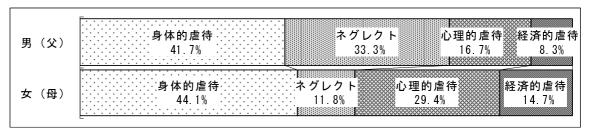
被虐待者が父親である場合、「身体的虐待」が半数を占めており、本調査では「ネグレクト」 はなかった。しかし、事実確認調査を行う場合、父親に対する「ネグレクト」がないという先入 観を持たず、事実確認調査を行う必要がある。

被虐待者が母親である場合「身体的虐待」、「心理的虐待」の割合が低くなり、「ネグレクト」、「経済的虐待」の割合が高くなっている。 (性別毎の虐待観別件数/虐待観別毎の合計数)



③娘による虐待

被虐待者が母親である場合、「身体的虐待」、「心理的虐待」、「経済的虐待」の割合が高くなり、「ネグレクト」が低くなっている。 (性別海の虐待観別件数/虐待観別年の合計数)

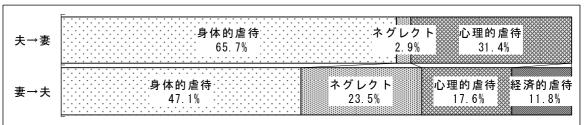


④虐待者による虐待種別

「身体的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」については、虐待者が息子、娘である場合、被虐待者の性別により、虐待の種別の割合が逆になっている。「経済的虐待」は、虐待者が息子である場合の方が高かった。

(12) 配偶者による虐待

夫による虐待は「身体的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、妻による虐待は「ネグレクト」、「経済的虐待」の割合が高かった。 (性別毎の虐待顧別件数/虐待顧別毎の合計数)



5 調査結果から考えられる課題(かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会)

〇被虐待者について

- ・被虐待者は、女性が多く、75歳以上の後期高齢者の方が多くを占めている。これらの方は、「経済的虐待」を受けている場合が多かった。「経済的虐待」は、成年後見制度の利用等を検討することや、弁護士や社会福祉士等の専門家からの助言を求める必要がある。
- ・認知症生活自立度II以上の方が6割触を占めており、成年後見制度の利用など、被虐待者への適切な支援が求められる。
- ・要介護認定区分と認知症日常生活自立度では、それぞれ、要介護2や認知症生活自立度IIである中間層が多くを占めていた。介護状態や認知症の初期の状態では、介護者が認知症状を受容できておらず、虐待に至ることが多いが、症状を受容できることで虐待の発生が少なくなるということも考えられる、しかし、要介護度や認知症の程度が高い方も虐待を受けている事実もあり、そのような場合は、通報が困難な事例もあり配慮が必要である。

○虐待の種別について

- ・本調査では「身体的虐待」が最も多く、「経済的虐待」は少なかったが、神奈川県が毎年公表している県内の高齢者虐待の状況では、近年の社会情勢を反映し、増加している。「経済的虐待」は、虐待者である介護者への支援の検討も必要である。
- ・一つの事案で、複数の種別の虐待が発生することもあり、聴き取り等の事実確認調査を行い、発生した虐待について詳細に把握し、判断や支援が困難な場合は、弁護士等の専門家からの助言を求めることも考慮する必要がある。

○虐待者について

- ・男性介護者(息子、夫、娘の配偶者)が過半数を占めていた。家事等に不慣れな男性が、介護を 行っている状況にあり、また、男性介護者の虐待の内、約3割が介護保険の申請を未申請である ことから、他者の支援を受けていない男性介護者が多いことが考えられる。そのため、虐待を未 然に防止するためにも、男性介護者の介護負担を軽減するための支援が必要である。
- ・男性介護者は、完璧介護を目指す傾向にあることから、不十分な段階で中断をされることで、いらだち、虐待に至ることがあるのではないかと考えられる。
- ・虐待防止法施行時には、介護負担から発生する虐待が想定されていたが、現在、介護が必要であるにも関わらず、介護を全くしない事例も発生している。このような事例は、緊急性を要するだけでなく、地域の見守りも入りづらいことから、早期発見のための取組みも必要である。

6 高齢者虐待防止の取組みの提案(かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会)

- ○虐待の未然防止について
 - ・男性介護者の虐待が多いことから、男性介護者へ介護教室等の周知を行うとともに、男性介護者 同士で、介護の悩み等を話し合う場などの提供を検討する。
- ○早期発見について
 - ・養護者による高齢者虐待は、地域での見守りが重要であり、民生委員や自治会役員などに、高齢者虐待についての概要や、相談通報の周知についての研修を実施し、地域での見守り体制の強化も検討する。
- ○被虐待者支援について
 - ・「経済的虐待」等、虐待の判断や支援が困難な事例について、弁護士等の専門家の助言を、かながわ権利擁護相談センターのアドバイザリースタッフ派遣など利用し、ケースカンファレンス等で助言をもらうことも考えられる。
- ○養護者支援について
 - ・息子による「経済的虐待」の事例が増加している印象があるが、虐待者である息子の生活について支援する必要があり、生活保護担当課との連携し対応する。